

史跡等保存活用計画について

山下 信一郎（文化庁文化財第二課史跡部門主任文化財調査官）

1. はじめに

文化財保護法第1条には、「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」とあり、また、同法第3条には、「政府及び地方公共団体は、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」とある。同法の趣旨を達成する手段の一つとして、個別文化財に即した保存活用計画の策定とその運用が挙げられよう。

平成30年に同法が一部改正され、個別文化財の保存活用計画の認定制度も導入されたことによって、保存活用計画の重要性が益々高まってきた状況である。この改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正とともに行われたもので、翌31年4月施行された。この改正は、文化審議会の答申「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第1次答申）」（平成29年12月）を受けたものである。

改正の趣旨は、過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要である。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の

推進力の強化を図るというものであった。

文化財保護法の一部改正の内容は、①地域における文化財の総合的な保存・活用（大綱・地域計画の策定）、②個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し、③地方における文化財保護行政に係る制度の見直しである。本報告に関わる②の具体が、国指定等文化財の所有者又は管理団体（主に地方公共団体）は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できるとあるものである。

また、計画の認定を受けることによる効果として、国指定等文化財の現状変更等にはその都度国の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化することとされ、また、美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）が認められることとなった。

法律で規定する計画の必要的記載事項は、①当該文化財の名称等、②当該文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容、③計画期間、④その他文部科学省令で定める事項であり、その詳細については今後、運用上の指針等において定める予定とされている。また、国指定等文化財の現状変更等には、その都度、国の許可等が必要だが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化される。現状変更等に係る事前の届出については、行為の内容等が計画において特定されることが必要であり、詳細は同様に指針等で定めることとなっている。

本報告では、史跡名勝天然記念物（以下、史跡等

と略す) 保護における保存活用形計画の位置づけや計画策定の内容等の概略を述べたうえで、史跡を中心とした歴史の重層性・価値の多様性について考察するものである。

2. 史跡等保護の流れと保存活用計画

(1) 史跡等の保護(保存・活用)の過程

一般的に言えば、史跡等を保護(保存・活用)していく過程として、保存に関わる法的・行政的措置として、①当該史跡等の調査研究、②文化財保護法に基づく史跡等の指定、③同法に基づく地方公共団体その他の法人の当該史跡等への管理団体指定、④地方公共団体・管理団体・所有者による当該史跡等の保存活用計画の策定、⑤史跡等指定地の公有化、といった流れが挙げられる。

ついで、史跡等の整備事業を実施していく過程として、整備事業の前提を整理する企画段階を経て整備計画の策定となる。これには、⑥計画策定(整備基本構想、整備基本計画)がまずあり、ついで⑦設計(基本設計、実施設計)となり、⑧工事、⑨公開活用という流れとなる。なお、史跡等の活用自体は整備完了後をまつまでもなく、上記の各段階に即して可能な活用に取り組むべきことは、言うまでもないことである。

(2) 保存活用計画とは

上記の史跡等の保護の過程において④の位置にある保存活用計画の目的・効用は何であろうか。個別の史跡等はその性格や規模等の内容においてそれぞれ個性的であり、かつ当該史跡等の現況(立地環境、土地利用等)も様々であるため、一様に管理方針や現状変更取扱い方針を定めることは困難である。そういった事情を踏まえ、従来、文化庁では、史跡等を適切に保存し、次世代へ確実に伝達するためには、整備事業の実施に先行または並行して、当該史跡等に即した保存活用計画を策定するのが不可欠であり、その計画に基づき史跡等の適切な保存活用を行うことが適当としているのである。

保存活用計画に定める骨子は、大別して4分野か

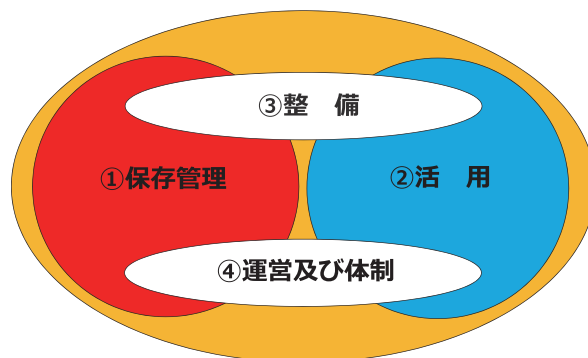


図1 保存活用計画の構造イメージ

らなる。すなわち、史跡等の本質的価値を次世代へと確実に伝達するための「保存管理」に関する分野、史跡等の本質的価値を理解し、それを現在社会に活かす「活用」に関する分野(公開、施設設置、ソフト面の施策等)、保存のための整備(復旧)及び活用のための施設整備といった「整備」に関する分野、上記を一体として確実に進めていく上で必要となる「運営方法」や、円滑に進めるための「体制」に関する分野である。保存活用計画の構造イメージは図1のようである。

3. 保存活用計画策定事業の経緯

(1) 史跡等保存活用計画策定事業の経緯

文化庁では地方公共団体等が実施する史跡等保存活用計画策定事業に対する国庫補助を行っている。補助要項(史跡等保存管理計画策定国庫補助要項)が制定されたのは昭和54年度であり、策定する計画は現行と異なり「保存管理計画」と呼ぶものであ

表1 補助要項の新旧対照

	史跡等保存管理計画等策定費用国庫補助要項 (昭和54年文化庁長官裁定)	史跡等保存活用計画等策定費用国庫補助要項 (平成27年4月1日改正)
1. 趣旨	この要項は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項、第2項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡等」という。)の保存管理の万全を期するため、史跡等の保存管理計画を策定する事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。	この要項は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項、第2項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡等」という。)の保存活用の万全を期するため、史跡等の保存活用計画を策定する事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。
2. 補助事業者	補助事業者は、地方公共団体とする。	補助事業者は、地方公共団体、史跡等の所有者又は法律第113条及び法律第172条の規定により史跡等の管理を行わなければならない指定された地方公共団体及びその他の法人とする。
3. 補助対象事業	(1) 対象となる事業は、地域を定めて指定した史跡等の保存管理計画策定の事業とする。ただし、指定地域のほとんどが国又は地方公共団体の所有であるもの、環境整備事業が完了しているもの及び指定地域が墳墓、旧宅、崖木等面積として狭小なものに関する事業は補助対象としないものとする。(以下略)	ア. 補助対象となる事業は、地域を定めて指定した史跡等の保存活用計画策定の事業とする。(以下略)

表2 保存管理計画(左)と保存活用計画(右)の標準目次構成

保存管理計画の目次構成(平成16年)	保存活用計画の目次構成(平成27年)
1. 沿革と目的 (1) 計画策定の沿革 (2) 計画の目的 (3) 委員会の設置	1. 計画策定の沿革・目的 (1) 計画策定の沿革 (2) 計画の目的 (3) 委員会の設置・経緯 (4) 他の計画との関係 (5) 計画の実施
2. 史跡の概要 (1) 指定に至る経緯 (2) 指定地の状況 ア. 指定説明とその範囲 イ. 指定地の状況 歴史的調査の結果(遺跡・資料) / 自然的調査の結果 / 社会的調査の結果	2. 史跡の概要 (1) 指定に至る経緯 (2) 指定地の状況 ア. 指定告示 イ. 指定説明文とその範囲 ウ. 指定に至る調査成果 自然的調査 / 歴史的調査 / 社会的調査 エ. 指定地の状況(所有関係等)
	3. 史跡等の本質的価値 (1) 史跡等の本質的価値の明示 (2) 新たな価値評価の視点の明示※ (3) 構成要素の特定
	4. 現状・課題 (1) 保存(保存管理) (2) 活用 (3) 整備 (4) 運営・体制の整備
	5. 大綱・基本方針 望ましい将来像 基本方針(保存、活用、整備、運営・体制)
3. 保存・管理 (1) 基本方針 (2) 構成要素 (3) 保存・管理の方法 (4) 現状変更等の取扱方針及び取扱基準 (5) 史跡指定地外の周辺環境を構成する要素	6. 保存(保存管理) (1) 方向性 (2) 方法 具体的な保存の手法 / 現状変更等の取扱方針及び取扱基準 / 指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理の具体的手法 / 追加指定 / 公有化
4. 整備・活用 基本的な考え方	7. 活用 (1) 方向性 (2) 方法
	8. 整備 (1) 方向性 (2) 方法
5. 運営及び体制整備 基本的な考え方	9. 運営・体制の整備 (1) 方向性 (2) 方法
	10. 施策の実施計画の策定・実施
	11. 経過観察 (1) 方向性 (2) 方法
6. 今後の課題	

た。その補助事業の内容は、原則として2カ年継続事業とし、第1年次は指定区域の航空写真実測又は地上実測によって、原則として1千分の1の現況地図を作成し、第2年次は、その現況地図をもとに保存活用計画の策定を行う。ただし、既に必要な地図が作成されている場合は、保存管理計画の策定のみを内容とする単年度事業とすることができる。対象経費は測量、図化経費、活用計画策定経費、計画書印刷経費などとするものであり、補助内容自体は現在まで踏襲されている。

保存管理計画に盛り込むべき内容の指針については、平成16年度刊行の『史跡等整備のてびき―保存と活用のために―』(史跡等整備の在り方に関する調査研究会・文化庁文化財部記念物課編)に記載内容・目次の詳細が示された。その後、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』(平成26年度、文化庁文化財部記念物課編)において、文化財保護法第1条にあるように保存と活用が保護の

両輪であり、双方の好循環が史跡等の保護により肝要であること等が確認され、保存活用計画としての標準目次構成が提示された。その成果に基づき、平成27年度、既存の補助要項を改訂し、策定計画名称を「保存管理計画」から「保存活用計画」に変更するとともに、補助事業者を地方公共団体から所有者にも拡大し、補助対象事業についても拡大した。補助要項の新旧対照は表1、保存管理計画・保存活用計画の目次構成の対照は表2のとおりである。

これらの史跡等保存活用計画(保存管理計画)は、文化財保護法その他の法令に基づくものではなく、地方公共団体等が任意に作成する行政計画であった。同様の制度は国宝・重要文化財建造物においても保存活用計画として運用されていた。これが、平成30年の文化財保護法一部改正によって、文化財各類型一律に保存活用計画作成が導入され、国指定等文化財の所有者・管理団体等は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できることとなったものである。今回の保護法改正により、保存活用計画は法律上の位置づけを得たわけである。現在、史跡等全体の計画策定状況は、史跡が約28%、名勝が約26%、天然記念物が約5%、全体平均で約21%となっている。計画未策定の史跡等においては、順次、策定を進めていくことが適当である。

(2) 保存活用計画策定増加の背景

保存管理計画策定国庫補助要項が昭和54年度に創設されて以降、全国の史跡等で保存管理計画が策定されていったが、当初は全ての史跡等において策定を促進するものでは必ずしもなかった。指定地の大半が公有化されていたり、整備事業が近々予定されたりする史跡等では、保存管理計画を策定せず、整備計画を策定のうえ、事業を進めていくことが一般的であった。保存管理計画の策定は、指定地の地形図作成による現況の把握や、民有地が多く、現状変更の取扱いや公有化の方針を地域住民に明示する等、保護施策のうち保存管理を第一に傾注すべき史跡等を中心に、促進されてきた経緯があったのである。

こうした状況に変化が生じ、史跡等において広く

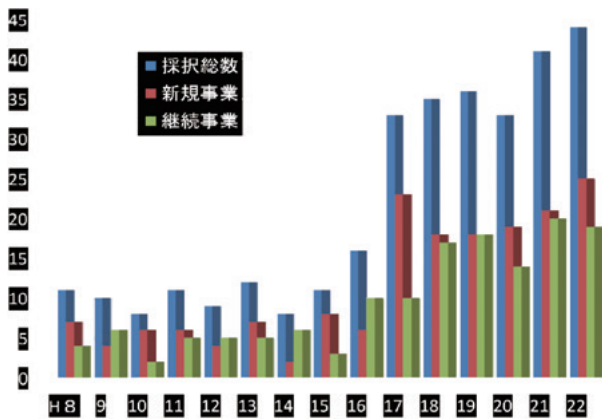


図2 国庫補助による策定件数 (平成8～22年度)

保存管理計画策定の必要性が認識されるようになったのは、平成10年代以降である。その背景としては、平成16年度には『史跡等整備のてびき』が刊行され、整備事業の流れのなかで保存管理計画が明示されたことや、史跡の毀損事件や無断現状変更が頻発し（例えば、青森県青森市の特別史跡三内丸山遺跡における配石遺構毀損事件（平成14年）、岐阜県大野町の史跡野古墳群における周濠毀損事件（平成15年）、長崎県南島原市の史跡日野江城跡における無断植樹事件（平成18年）等）、適切な保存管理の必要性が再認識されたこと、国際的な文化財保護の潮流として、世界文化遺産における登録に際して保全管理計画の策定が前提となったこと、そして、保存だけでなく、活用をも見据えた史跡等保護の展開が要請されるようになってきたこと等があるものと考えられる。平成10～20年初頭の史跡等保存管理計画策定事業(国庫補助採択分)の推移は図2のとおりである。

ここで改めて保存活用計画と整備計画の関係を整理しておく。保存活用計画は、史跡等の本質的価値をどのように保存し、活用するかについて大枠を定める計画であるのに対して、整備計画は、史跡等が毀損し又は衰亡している場合に元の状態に復旧し、さらに本質的価値を回復し、それらを持続的に享受できるよう積極的に公開・活用を図る上での方針及び方法について定める計画である。史跡に指定後、保存活用計画を策定し、それに基づき公有化等を実施し、各種条件が整った段階で整備計画を策定

し、整備事業を進めていく手順となる。現在では、史跡整備を行うに際して、保存活用計画が策定されていることが前提となっている。

4. 保存活用計画における要素の特定

史跡等の保存活用計画に盛り込むべき項目は多岐に涉り、それらの概要は文化庁が示す指針等を参照していただくこととし、ここでは、史跡の重層性と価値の多様性との観点から、史跡等の要素の特定・分類について概略を述べておく。

(1) 史跡等の本質的価値の把握

史跡等の適切な保存活用の原点となるのは、当該史跡等が指定に値する本質的価値とは何かを明確に認識し、関係者間で共通理解とすることである。指定説明文及び追加指定説明文等を参考にしながら、当該史跡等の本質的価値を総括的に再整理・再確認することが不可欠である。その際に留意すべき点は、指定説明文の記載は、史跡を例にして言えば、当該史跡が我が国の歴史を理解する上で欠くことができないものであり、その遺構や出土遺物が学術上価値あるものである点に重点をおいた説明となっている点を踏まえて、保存活用計画策定においては、指定説明の記載をよく咀嚼しつつ、いわば行間を読みながら、詳細を記述する必要がある点である。また、大正・昭和戦前期といった指定年時の古い史跡等では、指定説明が簡明であるが分量的には数行程度といったものがあり、必ずしも詳細が記されていないことがある。そういった場合には、なおさらのこと、現在までの調査成果等も踏まえつつ、当該史跡等の本質的価値を再整理することが必要となる。

(2) 史跡等の構成要素の特定

保存活用計画においては、以下に示す本質的価値を構成する要素を含む当該史跡等における様々な要素を特定し、それらと本質的価値との関係及び個々の規模・形態・性質等の概要を記述することになる。

- ①本質的価値を構成する諸要素、及びそれらの概要
- ②本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素、及びそれらの概要



図3 史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の基壇



図5 史跡志波城跡の復元建物と史跡看板



図4 史跡鹿児島紡績所跡の建造物



図6 史跡三ツ城古墳の説明板

③指定地の周辺地域を構成する諸要素、及びそれらの概要

まず、①「本質的価値を構成する要素」とは、一般的に言えば、史跡であれば、歴史的建造物、石垣、土塁、古墳の墳丘などの地形、地下に埋蔵されている遺構・遺物等、及びそれらを含む一定の広がりからなる空間である（図3・4）。名勝については、人文的名勝では、公園・庭園の地割、地形、石組、植栽樹木をはじめ、それらと一体となって価値を構成する建造物及び園外の眺望景観等。芸術上又は鑑賞上優秀ならしめている自然的・人文的諸要素であり、自然的名勝では、自然の景勝地を芸術上又は鑑賞上優秀ならしめているすべての自然的・人文的諸要素となる。天然記念物であれば、動物及びその生息地、繁殖地又は渡来地、植物及びその自生地、地質鉱物又は特異な自然の現象の生じている土地そのもの、及び一体の重要な生態系を有する区域等となる。

次に、②「本質的価値を構成する要素以外の諸要素」とは、民家その他の建築物及び工作物、集落、道路、農耕地等、史跡等の本質的価値を構成する諸

要素ではないものである。①と②は一体となって史跡等を構成しており、両者を明確に把握することが、適切な保存管理の方針を示すために不可欠である。②は二つに細分して把握することが適当である。

②-1「史跡等の保護に有効な要素」とは、時間の経過の中で自然的・人為的に付加された諸要素のうち、史跡等の本質的価値を示す諸要素の保護に好影響を及ぼすもの又は一体をなすもの。当該史跡等の保存・活用を目的として、整備等によって付加された諸施設等も含む（図5・6）。②-2「史跡等の保護に有効でない要素」とは、時間の経過の中で自然的・人為的に付加された諸要素のうち、本質的価値の低下を招いているもので、将来的に除却・移転等を検討すべきものである。当該②の諸要素については、後述する史跡等の歴史的層性との関わりの中、新たな価値が生じてくる要素ともなり得るものである。

最後の③「指定地の周辺地域を構成する諸要素」とは、指定地の周辺地域の環境保全の問題であり、指定地と一体となった良好な保全が望ましい区域に



図7 市街地における眺望の確保



図8 名勝庭園の背後にみえる現代建築物

ついて、その諸要素を特定するものである（図7・8）。

(3) 地区区分による諸要素の把握

史跡等の指定地域が広域である場合をはじめ、史跡等の空間構成、遺跡の配置又は分布状況、現状における土地利用の状況等によって、指定地内のいくつかの地域に違いが見られる場合には、適切に地区区分を行うことが望ましい。その場合、地区毎に史跡等の諸要素を把握することが必要となる。

5. 「歴史の重層性・価値の多様性」論

ここまでは史跡等の保存活用計画について述べてきたが、5においては、史跡に議論を絞って、史跡における「歴史の重層性と価値の多様性」を考えていく。史跡指定された遺跡はそれぞれ、指定要件となった本質的価値とそれを示す要素があるが、遺跡廃絶後に埋没し、後代の社会的営為により多様な土地利用が行われ、改変されてしまったものも少なくない。図9はその概念図である。それら後代の要素は、時間の経過の中で自然的・人為的に付加された

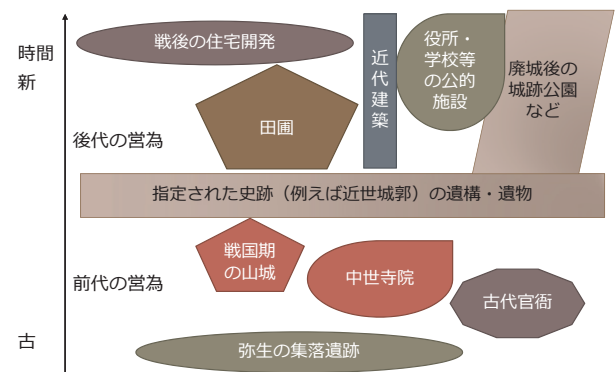


図9 歴史の重層性・価値の多様性イメージ

諸要素のうち、本質的価値の低下を招いているもので、将来的に除却・移転等を検討すべき「史跡等の保護に有効でない要素」（4.を参照）と分類するのが、史跡保護の原則的な在り方である。土地の公有化を行い史跡内の住宅を撤去したり、近世城郭において既存公共施設の改築を許容せず、順次移転したりするのはその代表的事例である。

しかし、当該史跡の遺跡年代の前後に営まれた別の種類の遺跡があったり、当該史跡自体が廃絶した後も、ある意味で連続性をもって営まれた営為の所産があったりすることがある。そういった遺跡なり営為は、当該史跡が史跡指定された要件、史跡の本質的価値とその要素ではないが、遺跡や名勝地といった記念物や有形文化財（建造物）として学術上重要な価値を有することも考えられ、既に指定されている史跡との取扱いを如何にすべきかが議論となる。これを史跡における「歴史の重層性・価値の多様性」論と称することとしたい。以下、具体的事例を取り上げ、この点を考える視点を提供してみよう（代表的事例の一つである特別史跡大坂城跡については、佐藤隆氏の報告を参照されたい）。

(1) 史跡広島城跡

広島城跡（広島県広島市）は、中国地方を代表する近世城郭である。毛利氏により慶長4年（1599）に完成した平城であり、福島氏を経て浅野家歴代の居城として幕末に至った。明治時代から第二次世界大戦終戦までは陸軍の駐屯地となり、軍都広島象徴であり、日清戦争時は大本営が置かれ、城内本丸



図10 広島大本営建物跡



図12 福岡城跡の石垣



図11 広島城跡の復元建物



図13 鴻臚館跡

は明治天皇の行在所ともなった(図10)。天守といった城郭建築は近代以降も現存していたが、いずれも昭和20年(1945)8月の原爆投下で焼失した。軍関係の施設も消滅したが、原爆投下の第一報を伝えた半地下の施設が残る。戦後、城跡敷地は陸軍省から大蔵省に移管され、昭和28年、近世城郭の価値をもって、文化財保護法に基づき史跡に指定された。また、戦後の昭和20年代には、もともと城外にあった護国神社が城内本丸内に遷座した。広島市によって、天守の復元その他の史跡整備が行われ(図11)、今日に至っている。

このように、広島城跡は、史跡指定の要件である我が国近世を代表する城郭としての価値に加え、我が国近代の代表的軍都広島に関わる近代遺跡としての価値、また人類史上比類のない原爆投下に関わる遺跡としての価値があると思われる。『史跡広島城跡保存管理計画』(広島市 昭和62年度)においては、

史跡として価値に加え、これらの諸価値についても配慮し、保全する方針としている。

(2) 史跡福岡城跡と史跡鴻臚館跡

福岡城跡(福岡県福岡市)は、慶長6~7年(1601~1602)に黒田長政が築城し、幕末まで福岡藩の居城であった城跡である。第二次世界大戦までは広島城跡と同様陸軍の衛戍地であったが、戦後の昭和32年、近世城郭の価値をもって史跡に指定された(図12)。戦後、城内に福岡高等裁判所や競技場施設等が建設されたが、裁判所については、史跡外に移転することになっている。城跡は都市公園(舞鶴公園)としての利活用もなされている。ここで注目したい点は、城内の平和台球場跡地の発掘調査で古代の迎賓施設である鴻臚館跡が見つかり、平成16年に史跡に指定されたことである(図13)。

このような、福岡城跡の一角が鴻臚館跡として重複指定を受けているような、時代や種類が異なる二

つの遺跡が重複して史跡指定を受けるのは、極めて稀である。本件は、保存と活用を行う上で二つの史跡の整合性を適切にはかる必要が生じている事例である。

(3) 史跡旧萩藩校明倫館と明倫小学校校舎

旧萩藩校明倫館（山口県萩市）は、江戸時代の防長2か国を治めた萩藩（長州藩）毛利家が藩士教育のため設けた藩校である。現在地には幕末の嘉永2年（1849）に移転したもので、明治維新後も敷地は小学校として使用され、現在に至った。昭和4年（1929）、水練池等がある旧明倫館の一角が史跡に指定され、その後も追加指定が行われているが、敷地中心部分は明倫小学校があったことから、史跡指定範囲外のままである。既に明倫小学校は指定地外北側に移転しているが、旧校舎本館は昭和10年建築の建造物として平成8年に登録有形文化財（建造物）となっており、平成26年に萩の観光拠点「萩・明倫学舎」としてオープンし、校舎見学、明倫館展示、観光インフォメーションセンター等として活用されている。

このように、本例は、江戸時代の藩士教育施設の機能が近代に形を変えて国民教育の場として継続し、また、今日希少となっている戦前期の校舎建築が現存していることから、その部分は史跡指定外として、利活用している事例である。旧校舎部分をも史跡区域に入れば、旧校舎よりも史跡の価値を重視せねばならなくなるとの考えもあって、未指定のままとなっているのであろうが、歴史の重層性に鑑み、旧校舎建築との共生を図るものとし、如上の利活用をしていく選択も十分考えられるところではある。

(4) 史跡江戸城外堀跡と旧文部省庁舎

江戸城外堀跡（東京都千代田区）は、日本最大の近世城郭であり、徳川将軍家歴代の城跡であった江戸城の総構えをなす遺跡であり、昭和31年（1956）、史跡に指定されている。指定区域は多数の地点に及び、文部科学省構内の一角にも指定区域がある。合同庁舎建て替えに伴い発掘調査が行われ、旧文部省庁舎中庭で見つかった遺構が平成20年に追加指定さ

れ、周辺の箇所とともに整備・公開されている（図14）。該箇所は、明治時代以降、工部大学校その他土地利用の変遷があったが、昭和8年（1933）、文部省庁舎が外堀遺構と重なる形で建築され（現・旧文部省庁舎）、現在も庁舎として利用されている。旧文部省庁舎は、平成19年に登録有形文化財（建造物）になっている。



図14 江戸城外堀跡と旧文部省庁舎

江戸城外堀跡と旧文部省庁舎は、時代・性格の異なるものであり、双方に有機的な関連をもった歴史の重層性があるとはいえない文化財が隣接する形で共存している事例である。

(5) 史跡南禅寺境内と史跡琵琶湖疏水

南禅寺境内（京都府京都市）は、鎌倉時代に創建された京都五山の最上位にあたる臨済宗の古刹であり、平成17年に史跡指定されている。この境内域を縦断する形で、琵琶湖疏水が建設されている。琵琶湖疏水は、明治23年（1890）竣工した琵琶湖と京都を結ぶ運河で、通船や発電等が行われ、京都の近代化を象徴する遺跡であり、南禅寺境内を流れる疏水（水路閣として有名）を含む範囲が平成8年に史跡指定されている。

水路閣はテレビ番組の撮影箇所ともなり、南禅寺三門とともに南禅寺境内の著名な観光スポットである一方、本来的な寺院境内の景観とは異質なものが境内域を縦断する状況となっている。南禅寺の長い歴史のなかで100年以前に生じたものであり、歴史の重層性と価値の多様性を考えるうえで興味深い事例である。

6. おわりに

以上、本報告では、史跡等保護における保存活用形計画の位置づけや計画策定の内容等の概略を述べたうえで、史跡を中心とした歴史の重層性・価値の多様性について、事例を紹介しながら視点を示してみた。本質的価値を含めた史跡等の構成要素を把握するに際して、少しでも参考になれば幸いである。

文化審議会企画調査会の答申では、保存活用計画策定による効果として、「保存・活用の考え方や所有者等が主体的に取り組む範囲が明確となること、文化財の保存・管理の的確性が向上し、必要な諸手続などが分かりやすくなること、保存・活用のために必要な事項等が所有者等のみならず地域・行政にとっても目に見える形となり、支援強化が期待できることなどが考えられる。」としている。史跡等は貴重な国民的財産であり、その保存・活用の考え方を明確化し、その確実な継承を図るため、所有者・管理団体・地方公共団体による保存活用計画の策定の進捗が、期待される。

〔追記〕保存活用計画の策定指針については、平成31年3月に文化庁が出した「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」を参照されたい。